

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月19日

京都市長 松井孝治

京都市規則第34号

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1 京都市紫野障害者授産所の項第2号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同表京都市飛鳥井学園の項第1号中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改め、同項第3号中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改め、同表京都市だいご学園の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第5条第13項に規定する就労選択支援

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、別表第1 京都市紫野障害者授産所の項及び京都市飛鳥井学園の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)